

答弁書第一七号

内閣参質九一第一七号

昭和五十五年五月十六日

内閣総理大臣 大平 正 芳

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員鈴木一弘君提出温泉保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出温泉保護に関する質問に対する答弁書

一及び二について

温泉の所在地が大都市近郊であるか否かを問わず、温泉法の規定するところによる温泉の保護、利用増進等に努めている。

三について

土地の掘さくに伴い、温泉のゆう出量等に影響を及ぼすことが推認される場合には、事前に事業者を指導してきており、温泉法第十一条を改正することは考えていない。

なお、温泉法第十一条の規定に基づき措置を命じたとの報告を受けたことはない。

四について

お尋ねの高層建築物の建設計画については、その詳細は承知していないが、温泉の採取への

影響はないものとして地元関係者の間で調整済であると聞いている。

なお、このような事例については、関係者の適切な対応を期待するのが適當であると考えている。